

公立大学法人福知山公立大学理事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学定款（以下「定款」という。）第14条に規定する理事会に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会の議案は、招集の際に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(議長)

第3条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を行う。

(審議事項)

第4条 理事会は、定款第16条に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項を審議する。

(理事以外の者の出席)

第5条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

2 議長が必要と認めるときは、理事、監事以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は、有しない。

(理事長の決裁)

第6条 理事長は、特に緊急を要し理事会を招集する時間的余裕がないときは、理事会の議決事項を仮決裁することができる。この仮決裁について理事長は次の理事会に報告し、承認を求めなければならない。

(議事録)

第7条 議長は、理事会における議事概要について議事録を作成しなければならない。

2 前項に定める議事録には、議長のほか、出席理事の中から議長が指名する2名が記名押印する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、必要に応じて理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。